

【就学に関するQ&A】



Q1 どこに相談したらいいの？

A1 就学先については、お住まいの**市町教育委員会**と相談していただくこととなりますが、まずは、現在通っている**園や所、学校の先生や関係機関**（下記の相談窓口）など、相談しやすい所に相談してください。

Q2 学びの場を決めるときのポイントは？

A2 お子さんが、**授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか**が重要です。以下の3つの視点について、学校見学や体験入学で確認してみてください。

- ① **発達の状態や特性**（本人の状況はどうか？）
- ② **自立に向けて必要な指導内容**（カリキュラムが適しているか？）
- ③ **学習面・生活面で必要な支援**（どこまでの支援が必要か？）



Q3 就学先を一度決めたら、変更できないの？

A3 就学後も**学びの場の見直しができます**。お子さんの状態の変化等により、**通常の学級と特別支援学級間の在籍変更、通級による指導の開始・終了**、また**小・中学校と特別支援学校間の転学**が考えられます。学びの場の見直しにおいても、本人、保護者、学校等で合意形成の後、最終的に市町教育委員会から県教育委員会や小・中学校に通知します。転学や在籍の変更については、学校に相談し、手続きの期日や方法をご確認ください。

Q4 高校への進学やその先の進路はどうなる？

A4 どの学びの場で学んでも、進学や就職の際に**進路先を限定されることはありません**。ただし、高等学校への入学には**入学者選抜**がありますので、将来の進路を考えながら、就学先を検討していくことが大切です。

山口県では、**全ての県立高等学校で通級による指導が可能な体制を整えています**。

【相談窓口】 お気軽にご相談ください。

○市町教育委員会 ← 就学先で悩んでおられる方、就学に向けて不安や心配のある方

○特別支援教育センター・サブセンター ← 特別支援学校・特別支援学級への就学を考えておられる方

○視覚障害教育センター ← 見え方で不安や心配のある方

○聴覚障害教育センター ← 聞こえ方で不安や心配のある方

○地域の発達支援センター ← 発達に不安や心配のある方

○医療機関（小児科、発達外来など） ← 医学的な立場からの助言がほしい方

○ふれあい教育センター ← 園・所や学校、家庭での様子に不安や心配のある方

○山口県教育委員会 ← 本リーフレットの内容についてのお問い合わせ



保護者の皆様へ

お子さんの よいよい就学に向けて

お子さんが幸せを感じることでできる学びの場を
一緒に考えましょう



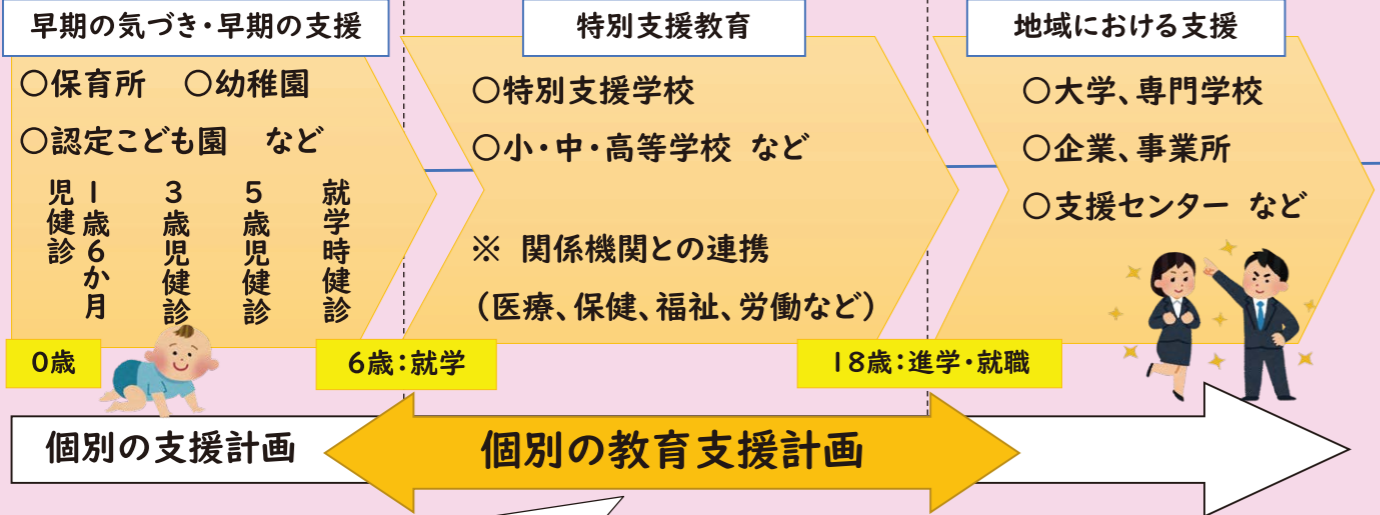
本リーフレットは、支援を必要とするお子さんの就学に関する情報をお伝えするために作成しました。小学校入学段階だけでなく、学びの場の変更を考えている保護者の方にもご活用いただけます。

リーフレット内の二次元コードや山口県教育委員会のWebページから、詳しい情報をご覧いただけます。

令和6年3月 山口県教育委員会

【お子さんの支援をつなぐために】

お子さんの成長・発達にあわせて、必要な支援が受けられるよう、気になることがあれば、本リーフレット最後にお示ししている相談窓口にご相談ください。



お子さんの様子、支援の状況、生育歴、相談歴などの情報を関係機関と共有するためのツールです。

「個別の教育支援計画」作成のメリットは？

- お子さんの状況について、伝えたいことを整理することができます。
- お子さんに必要な支援が、学年や学校が変わっても引き継がれます。



【就学までの流れ】

※ 就学後の学びの場の変更も同じ流れとなります。

早めに園・所や学校、市町教育委員会、関係機関などにご相談いただき、就学に向けて一緒に考えていきましょう。



特別支援学校・特別支援学級に就学する場合の流れ(例)

詳しい内容や時期は市町によって多少異なる場合があります。

	4月～9月	10～12月	1月～3月	4月
保護者	※ 在籍園、学校にご連絡ください 就学相談(随時) 学校見学 体験入学 (体験入級) 個別の教育相談 ▶ 特別支援学校に就学する場合は必須です。	※ 特別支援学校へ就学する場合は、市町教育委員会に確認が必要です 就学時健康診断 (新小一年のみ) 必要書類の提出 (市町教育委員会にお問い合わせください) 就学先についての合意形成 就学先の決定(市町教育委員会)	就学通知書 (就学先を保護者に知らせる文書)	入学説明会・仮入学(新小一年のみ) 入学(転学・在籍変更)
市町教育委員会				

【多様な学びの場】

お子さんの発達の状態や特性に応じた学びの場を選択できるように、実際に見学いただけます。

※ 山口県では、県立特別支援学校を「総合支援学校」と呼んでいます。



小・中学校

通常の学級

◆通常の学級でも、学習上の困難さに応じた支援を行っています。



通級による指導

- ◆通常の学級に在籍しながら、定期的に通級指導教室で特別の指導(自立活動の指導)を行っています。
- ◆個別指導が主ですが、少人数での学習を行う場合もあります。



【対象】 言語障害 弱視 難聴 自閉症
情緒障害 LD ADHD など

特別支援学級

- ◆障害種別の少人数(8人以下)の学級で一人ひとりに応じた教育を行っています。
- ◆それぞれの状況に応じて、通常の学級で支援を受けながら学習を行うこともあります。



【特別支援学級の種類】
知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視
難聴 言語障害 自閉症・情緒障害

特別支援学校

- ◆将来の自立と社会参加に向けて、特別なカリキュラムを編成し、きめ細やかな教育を行っています。
- ◆小学部・中学部・高等部があり、幼稚部や専攻科のある学校もあります。
- ◆通学バスや寄宿舎のある学校もあります。
- ◆近隣の学校や居住地の小・中学校との交流を行うこともあります。



【対象となる5つの障害】
視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱